

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年1月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
茅野都市計画公園 2・2・19号 西茅野中央公園
2・2・20号 川辺公園
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び茅野市役所

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年1月4日

長野県長野吉田高等学校長 中村 勇

- 1 入札の目的
建設工事の請負契約
- 2 工事名
徳間住宅公共下水道接続工事
- 3 工事箇所名
長野市徳間一丁目13番12号 徳間住宅
- 4 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。
 - ア 管・その他工事について入札参加資格を付与されていること。
 - イ 資格総合点数が873点以下であること。
 - ウ 長野地方事務所又は北信地方事務所管内に本店を有していること。

- 5 工期
着手日から60日間
- 6 支払条件
 - (1) 前金払
原則として、1件の契約額が100万円以上の工事等について契約金額の4割の範囲内で前金払をします。
 - (2) 部分払
原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等
建設工事請負契約書(案)、設計図書及び入札心得を、平成19年1月4日から平成19年1月17日まで次の場所において縦覧に供します。

長野市吉田二丁目12番9号 長野県長野吉田高等学校
電話 026(241)6161

- 8 入札手続等
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年1月18日 午後2時
イ 場所 長野県長野吉田高等学校 会議室
 - (3) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成19年1月16日(火)午後5時までに提示し、確認を受けてください。
 - (4) 低入札価格調査制度の適用
低入札価格調査制度事務要領(平成13年5月8日13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。
ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- 9 その他
詳細は、入札心得によります。

保健厚生課

正 誤

平成18年10月31日付け長野県規則第54号「長野県組織規則の一部を改正する規則」中

ページ	行(箇所)	誤	正
12	左側下から6	環境	保護
13	左側下から16	促進	推進
16	右側4	センター	センター所長
19	右側下から7	第1項	第2項

行政改革推進課